

原 安 第 473 号
令和元年(2019年)10月31日

地球惑星科学研究会(気象予報士)
久保田 浩司 様

佐賀県知事 山口 祥義

質問状に対する回答について

2019年10月4日付けで提出のあった質問状については、別紙のとおり回答します。

2019年10月4日付け質問状への回答について

玄海・原子力発電所は、以下の資料で示す通り、法律等で定められた安全基準値を、約100倍超過しています。(基準地震動、620gal/0.02s)
違法・不正基準に関して、以下の質問に御回答下さい。

- 1・玄海・原子力発電所は、何月何日に、停止する予定ですか？
- 2・現在の基準地震動が、合法と主張されるのなら、科学的データを提示してください。

(答)

- 頂いた御質問の趣旨がわかりかねますので、回答は差し控えさせていただきます。
- なお、新規制基準に基づき九州電力が策定した基準地震動について、国がその妥当性を確認し、その基準地震動に対して適切な耐震設計がなされているとして、適合性審査に合格し再稼働が行われていると認識しています。
- 基準地震動については、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」と「震源を特定せず策定する地震動」による基準地震動の策定が要求されており、「震源を特定せず策定する地震動」については、現在見直しが行われているところであり、県としては、その進捗を注視していきます。
- 原子力規制委員会においては、最新の科学的知見を絶えず収集、分析し、新たな知見が得られた場合には、必要に応じて基準へ反映させ、事業者へ追加対策を求めるなど、常に安全性向上に取り組んでいただきたいと思います。